

金沢商工会議所 商談会・展示会等参加費助成金制度要項

1. 目的 全国の商工会議所が主催、共催、協力、協賛、後援する商談会、展示会等への参加経費の一定額を助成することで会員企業の負担を軽減し、新たな販路開拓の動機付けとするもの（会員事業所限定）
2. 申請対象 全国の商工会議所が主催、共催、協力、協賛、後援する商談会、展示会等のうち当所が認めるもの
※1事業所につき同一年度2回、通算3回迄利用可
（但し、同一商談会等への複数利用は不可）
3. 対象経費
 - ・宿泊費（開催が複数日の場合、準備のため前泊が必要な場合）
 - ・交通費（鉄道料金、高速道路料金／燃料費は除く）
 - ・出展料、参加費
 - ・その他、小間装飾料・運搬費等、出展・参加に際し、必要な経費*国、県、市等の補助金と内容が重複する申請は認められません。
4. 助成内容
 - ①宿泊費、交通費等として上限30,000円（税込）。
（宿泊費、交通費に関しては石川県から参加する場合は対象、開催地及び近県に支店等がありそこからの参加の場合は対象外）
 - ②上記①に加えて、展示会・見本市等（ブース設営が必要なもの）については出展料、ブース設営費その他として上限50,000円（税込）を追加助成する。（先着10事業所）
*オンライン開催の場合、②のみの利用も可能
5. 申請手続 申請書（様式1）に必要事項を記入し当所に提出する。
（参加する商談会、展示会の趣旨、規模、PR効果等を考慮して申請を認めない場合がある）
6. 報告手続 対象経費の支払いが客観的に明らかとなる資料（社外発行の領収書、振込確認書等）、報告書（様式2）、請求書（様式3）および参考資料（写真等）、を添え、商談会、展示会の終了後10営業日後までに当所に提出する。
7. 交付手続 報告資料受理後、確認・精査の上、原則、翌月10日に指定の銀行口座に振込にて交付する。
8. 特記事項
 - ①助成金の振込後、事実と異なる事態が判明した場合、交付を取り消しとし、助成金および振込手数料相当額の返還を求め、以後の申請を禁止することとする。
 - ②この要項に記載のない事項は、協議の上、決定するものとする。
9. 担当 金沢商工会議所 企業支援グループ [TEL: 076-263-1157](tel:076-263-1157)